

第3編 口頭審理裁判

第1章 犯罪の評価(*calificación del delito)

第649条 口頭審理裁判の開始が命じられると、裁判所書記官は事件記録を検察官に、または、職権で起訴できない犯罪の場合は、私人訴追人に、5日以内に書面で(犯罪)行為を評価するように、送付する。

この裁定が出されると、訴訟手続きのすべての行為が公開される。

(訳者注: calificación del delito (犯罪の評価) とは、(犯罪) 行為を対応する犯罪タイプに包摂する作業である。予審が終了した後、次の段階である口頭審理裁判に入るとき、次条規定の(犯罪) 評価書(起訴状・答弁書類似。簡略訴訟手続き(第4編第2章)では、起訴・弁護書という)を通して実施される。ここでは、直訳して”犯罪の評価”と訳した。)

(本条の最終改訂。2009年)

第650条 (犯罪) 評価書(*escrito de calificación)は、次の事項を番号付きの正確な(起訴・求刑) 陳述(*conclusiones)で特定することに限定される:

1. 予審から導き出される処罰対象行為。
2. それらの行為が構成する犯罪を特定して、それらの行為の法的評価。
3. 被告人の、複数の場合は、その者たちの、それらの行為への関与。
4. 予審から導き出され、犯罪を軽減または加重する事情、または、刑事責任を免除する事情を構成する事実。
5. 犯罪へのそれぞれの加担により、被告人、複数の場合は、その者たちが受ける刑罰。

場合によって、私人訴追人、および、検察庁は、それが民事訴権を維持しているときは、さらに、次のことを表明する:

1. 犯罪によって生じた損害賠償額、または、原状回復すべき物。
2. 損害賠償または物の回復に責任を負うと思われる個人、および、その責任を引起した行為。

(訳者注: escrito de calificación ((犯罪) 評価書) とは、刑事裁判において当事者の(犯罪) 行為、その評価、加担、状況および責任についての立ち位置を定めるための、および、証拠を提案するための書面である。起訴状に相当する。ここでは、直訳して”(犯罪) 評価書 “とした。)

(訳者注: *conclusiones ((起訴・求刑) 陳述) とは、起訴・求刑書であり、我が国の冒頭陳述に該当すると考える。)

第651条 事件記録を検察官が返還すると、裁判所書記官は、同じ期限、同じ目的

で、その事件記録を私人訴追人（いる場合）に引渡し、この者は、上記の方式でその弁護士および訴訟代理士（*前掲：第57条）の署名入りの（犯罪）評価書を提出する。

民事原告がいる場合、事件記録は検察官または私人訴追人から戻されたときに、その者に、その者自身で、前数条で設定された同じ期限内に、同じ方法で、前条の最後の2点について番号付きの陳述を提出するために、引き渡される。

（本条の最終改訂。2009年）

第652条 引き続き、裁判所書記官は、被告人および民事責任を負う第三者に事件記録を、同じ期限内かつ順番に、それらの者たちに係わる（犯罪）評価書の（起訴・求刑）陳述と同じ番号が付いたそれらの者の（答弁）陳述により、（検察側の）それぞれの（起訴・求刑）陳述に同意するかどうか表明するため、または、同意しない場合は、意見の相違点を述べるために、送付する。

裁判所書記官は、このために、被告人らに弁護士および訴訟代理士がいない場合、その指定を取扱う。

（本条の最終改訂。2009年）

第653条 当事者は、評価の対象となるべきそれぞれの点について、2つ以上の（起訴・求刑、答弁）陳述を、最初の陳述が裁判で適切でないと思われる場合には、その他の陳述の何らかが判決で認められるように、代替形式で提出できる。

第654条 裁判所書記官は、前数条の規定に従って事件記録を当事者に送付するとき、当事者が書簡、帳簿、書類およびその他の証拠物をその状態の改ざんの危険なく検査できるように、都合がよいと考えることを処置する。

（本条の最終改訂。2009年）

第655条 検察側が請求した刑が懲戒的な性質（*懲戒罰）のものである場合、被告人の代理人が（弁護側の評価の）回答を送付する際に、より重いと評価される刑（起訴が複数ある場合）に、また、請求された刑に絶対的に同意することを表明できる（*注）。弁護人は、また、これにもかかわらず裁判の続行が必要であると考えかどうか表明する。

（裁判）継続の必要がないと考えられる場合、裁判所は、被告人の追認後、他の手続きなく、相互に受け入れられた評価に従って適切な刑を言い渡す。しかし、請求されたものよりも重い刑を科すことはできない。

この刑が、当該犯罪の評価に従うと適切ではなく、より重い刑が適切な場合、裁判所は裁判の続行を取り決める。

被告人が複数いて、全員が同じ同意を表明しない場合にも、裁判は続行される。

被告人が民事責任に関してのみ反対する場合、裁判はその責任に関連する点の証拠

調べと審議に限定される。

(訳者注：pena correccional (懲戒罰) とは、刑法の分類に従って、犯罪と評価される違反で、6日から2年の懲戒禁固刑、1年から3年の追放刑、または、6月から2年の監禁で処罰されるものである、他の付帯的刑を伴うことができる。)

(訳者注：前もって、訴追側と交渉して量刑を決めて置き、その求刑に同意して、早く裁判を終わらせる。)

第 656 条 検察庁と当事者は、それぞれの (犯罪) 評価書に、利用したい証拠を記載し、請求に応じて陳述しなければならない専門家と証人のリストを提出する。

専門家と証人のリストには、それらの名前と姓、ニックネーム (その名で知られている場合) および住所または居住地が記載される。その際、それらの者を出廷させる当事者は、専門家や証人を裁判所が呼び出す必要があるかどうか、または、出廷させることを請け負うかどうかを表明する。

第 657 条 各当事者は、訴訟当事者の数と同数の専門家および証人のリストのコピーを提出し、提出と同じ日にこれらのコピーを各当事者に 1 部ずつ渡す。

リストの原本は事件ファイルに綴じられる。

当事者は、また、理由の如何を問わず、口頭審理裁判で実施されない可能性があること懸念する証拠調べが、または、口頭審理裁判の中断を引き起こす可能性がある証拠調べが実施されるよう請求できる。

第 658 条 (犯罪) 評価書が提出されるか、第 649 条規定の期限が経過して事件記録がその保持者から回収されると、裁判所書記官は評価 (作業) は実施されたとする (書記官) 命令を下し、事件記録を受命上級裁判官に、3 日の期限内で、提案された証拠を調べるために、引き渡す。

(本条の最終改訂。2009 年)

第 659 条 受命上級裁判官が事件記録を取り戻すと、裁判所は提案された証拠を検討する、そして、適切と考える証拠を認め、残りを却下する決定をただちに下す。

私人訴追人の (証拠) 提案を拒否するには、検察官が訴訟に介入する場合、その (検察官の) 意見を聞かなければならない。

証拠調べを認める、または、第 657 条第 3 段に規定される状態にある証拠調べを命じる決定部分に対しては、不服申立てできない。

証拠調べ実施を却下または拒否する決定部分に対しては、破棄請求を、対応する抗議とともに適時に準備されれば、適時に提起できる。

この決定を見て、裁判所書記官は、民事訴訟法第 182 条の規定に従って、口頭審理裁判が開始されるべき日時を設定する。

裁判部または（裁判）セクションの裁判長が設定する一般的な基準並びに具体的および特定の指示（これらに従って日時指定がなされる）は、次の事項を考慮する：

1. 被告人の拘禁。
2. 裁判所の処置に応じた被告人出廷の確保。
3. 採用されたその他の人的保全措置。
4. 他の訴訟の優先度。
5. 提案された証拠調べの複雑さ、または、問題となる案件または訴訟が調査された後に特定され得たことに応じるなんからの修正状況。

いずれにせよ、被害者が訴訟の当事者でなく、介入すべきでない場合でも、裁判所書記官は被害者に裁判の開催日時・場所を書面で通知しなければならない。

（本条の最終改訂。2009年）

第660条 裁判所書記官は、呼出し目的で当事者が指定した専門家および証人を呼び出すために必要な共助嘱託書を発出する。

共助嘱託書は、当事者が（自分で送付するために）自己への引渡しを要求しない場合、その履行のために職権で送付される。

この場合、裁判所書記官は期間内に（共助嘱託を）履行して返送しなければならない期間を指定する。

（本条の最終改訂。2009年）

第661条 専門家および証人の呼出しは、第1編第7章に規定される方法で実行される。

呼出しを受けた専門家または証人が正当な理由なく出廷しない場合には、第175条第5号に規定される罰金が科せられる。

再度呼び出されても出廷しない場合、刑法第463条第1項に規定される公務執行妨害の罪で起訴される。

（本条の最終改訂。2002年）

第662条 当事者は、第468条に規定される理由のいずれかにより、リストに記載されている専門家の忌避を申し立てることができる。

忌避申立ては、忌避申立てされる者の名前が記載されているリストが忌避申立て者に届けられてから3日以内になされる。

忌避申立てがなされると、裁判所書記官は、同じ期間で、忌避申立てされた専門家を使用しようとする当事者に申立て書のコピーを送付する。

この期間が経過し、訴訟記録が返却または回収されると、（忌避申立ての）証拠調べは6日間受け入れられ、その間、各当事者は適切と思う証拠調べを行うことができ

る。

証拠調べ期間が経過すると、裁判所書記官は当事者とその弁護人が出席できる審問の日を指定し、裁判所は法定期間内に（忌避）付帯事件について裁定する。

この裁判所決定に対しては不服申立てできない。

（本条の最終改訂。2009年）

第663条 前条で設定した期間内に忌避申立てられなかった専門家は、後で何らかの忌避理由が発生しない場合、その後、忌避申立てられることはない。

第664条 裁判所は、また、拘禁中の被告人を裁判が続行されるべき地区の刑務所に直ちに移送するよう処置する。その際、裁判所書記官は仮釈放中の者を裁判に指定された日に出廷するよう呼び出す、また、保証人または保証に供された資産の所有者にも通知する、その際、これらのために、必要な共助嘱託書を発行する。

前段で示される呼出しの欠如は、呼び出されなかった者が裁判に出廷しない場合、破棄請求の理由となる。

（本条の最終改訂。2009年）

第665条 （犯罪）評価書が提出され、提出された証拠が検査されたとき、県控訴院の院長または（（自治州）高等裁判所の）刑事裁判部の裁判長が、裁判を開催するために特定の場所に（裁判）支部を設置することが適切であると考え、そのように取り決め、恩赦・司法省に通知する。